

## 各務原市下水道指定工事店等審査委員会設置要綱

(令和2年3月31日決裁)

(設置)

第1条 各務原市下水道排水設備指定工事店規程（令和2年企業管理規程第3号。以下「規程」という。）第11条第2項の規定による指定の取消し又は一時停止及び規程第16条の規定による登録の取消し又は一時停止の処分を適正に実施するため、各務原市下水道指定工事店等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会において審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規程第11条第2項の規定による指定の取消し又は一時停止の処分に関する事項
- (2) 規程第16条の規定による登録の取消し又は一時停止の処分に関する事項
- (3) その他下水道指定工事店等に関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、水道部下水道課長その他市長が指名する職員をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道部下水道課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月21日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。